

地元住民の声を反映した利根川水系河川整備計画を早期に策定するよう国土交通省に要請することを求める陳情

(建設委員会付託)

受理番号 第 80 号

受理年月日 平成 24 年 2 月 20 日

付託年月日 平成 24 年 2 月 23 日

陳 情 者
.

陳情原文 平成 24 年 2 月 3 日、江戸川区は、北小岩一丁目東部地区(以下、「18 班地区」とします。)の住民を対象に説明会を開催し、現在進めている土地区画整理事業(以下、「本件事業」とします。)の移転除却期限を現行の平成 25 年 1 月末から平成 25 年 10 月末へと、9 カ月延ばした日程に変更する計画を提示しました。その一方で、区の責任者が「基本協定締結のメドも立っていないため、この 9 カ月の変更で日程が確定したわけではない。」と説明するなど、今回変更された計画が「その場しのぎのいい加減な計画」であることも明らかとなりました。

この 1 年の間に、スーパー堤防に関する以下の重要な記載と発言がありました。

1 高規格堤防の見直しに関する検討会の「とりまとめ」の記載(平成 23 年 8 月 11 日)

「河川整備計画に高規格堤防の整備箇所等を位置付けて計画的に進めていくことが重要である。」

2 安住財務大臣の発言(田村智子議員への答弁、平成 23 年 12 月 5 日参議院行政監視委員会)

「スーパー堤防に関しては、契約を結んで工事をやらざるを得ないもの以外は、全て予算は止めております。(中略)いろいろな意味で治水というものの在り方を総合的に検討しながら対応して行って、国民の皆さんからお預かりした税金の有効な使い方をやりながら治水対策というものを国交省には作っていただきたいというふうに思っております。」

河川整備計画とは、スーパー堤防整備に限定した計画ではなく、個別事業を含む具体的な河川の整備の内容を明らかにした「治水に関する総合的な対策が盛り込まれた計画」であり、これは財務大臣が答弁しているそのものであります。

上記のように、国土交通省および財務省は、河川法の本旨に基づいて河川整備計画を策定した上で実施するとのスーパー堤防事業についての方針を、昨年のように明らかにしていたわけです。

このため、江戸川区が、経過措置の適用を受けるために策定した「江戸川区スーパー堤防整備方針」の存在をいくらアピールしていたとしても、平成 24 年度に 18 班地区の予算が獲得できなかったことは、当然の結果ですし、この先の予算獲得の見通しがつかないことも明らかなのです。

(裏面に続く)

河川整備計画は、沿川自治体・学識経験者に加えて、関係住民の意見を聴いた上で策定することが、河川法に規定されています。これまで江戸川区は、住民の合意を形成することなく、18班地区の本件事業およびスーパー堤防事業を進めてきましたが、上述のように、予算獲得できませんでしたし、この先の見通しもまったく立っていません。

そこで私たちは、予算獲得の見通しのないスーパー堤防事業については、この機会に一旦立ち止まった上で、利根川水系河川整備計画の早期策定を国土交通省に要請することが、江戸川区および地元住民双方にとって有益であると考え、下記のとおり陳情を提出します。

記

地元住民の声を反映した利根川水系河川整備計画を早期に策定するよう国土交通省に要請することを求めます。